

【各種手当等振込みのお知らせ】 特殊疾病患者福祉手当、心身障害者福祉手当を4月15日ごろに振り込みます。【問合せ】 障害福祉課 ☎ 551・1742

### 高齢者居住支援特別給付金 申請者の皆さんへ給付金振込みのお知らせ

高齢者居住支援特別給付金（12～3月分）を、4月10日ごろに振り込みます。なお、高齢者居住支援特別対策事業は平成26年度の1年間延長となりました。

### 心身障害者タクシー券・ガソリン券の平成26年度分の給付を開始します

【対象】 身体障害者手帳1級・2級及び3級（下肢機能、体幹機能、内部障害）の方、愛の手帳1度・2度の方、脳性麻痺の方、進行性筋萎縮症の方※施設に入所している方は対象外。支給限度内で併給もできます（ただし、給付後の変更はできません）。

【必要なもの】 身体障害者手帳または愛の手帳、印鑑。なおガソリン券を新規申請

する方は自動車の車検証も持参してください。

【注意】 平成25年度に給付したタクシー券・ガソリン券は平成26年4月1日以降使用できません。余った券は返却してください。

【問合せ】 障害福祉課 ☎ 551・1742

### 手話講習会を開催します

手話通訳奉仕員の養成を目的とした、必要技術や心構え等を習得する講習会（全40回）を開催します。

【日時】 5月14日～平成27年3月11日の毎週水曜日午前10時～正午

【場所】 市役所第一棟2階会議室など

【対象】 手話講習会中級程度修了者で、本講習修了後福生市手話通訳奉仕員として市に登録可能な方

【定員】 10人程度（応募多数の場合、選考あり）

【申込み】 4月12日（土）まで市役所1階10-1番障害福祉課 ☎ 551・1742へお

### 都営交通無料乗車券の更新について

都営交通（都電、都バス、都営地下鉄）無料乗車券の平成26年4月30日までの無料乗車券をお持ちで、引き続き利用する方は更新手続きができます。更新手続きは、有効期限の月の初日からできます。

新規申請をする方は随時、手続きができます。

【対象】 身体障害者・知的障害者・戦傷病者・原爆被爆者・生活保護受給世帯員・児童扶養手当受給世帯員・被救護者・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に規定する支援給付を受けている方またはその配偶者

【必要なもの】 対象者であることが証明できるもの（手帳、証明書、通知書等）、現在お持ちの無料乗車券

【問合せ】 障害福祉課 ☎ 551・1742

### 全国自死遺族総合支援センター

都営交通（都電、都バス、都営地下鉄）無料乗車券の平成26年4月30日までの無料乗車券をお持ちで、引き続き利用する方は更新手続きができます。更新手続きは、有効期限の月の初日からできます。

新規申請をする方は随時、手続きができます。

【対象】 身体障害者・知的障害者・戦傷病者・原爆被爆者・生活保護受給世帯員・児童扶養手当受給世帯員・被救護者・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に規定する支援給付を受けている方またはその配偶者

【必要なもの】 対象者であることが証明できるもの（手帳、証明書、通知書等）、現在お持ちの無料乗車券

【問合せ】 障害福祉課 ☎ 551・1742

### 「わがちあいの会」終了について

西多摩保健所の、自死遺族の集い「わがちあいの会」は3月で終了しました。

自死遺族の集いへの参加をご希望の方は、次のホームページをご覧ください。か、西多摩保健所へお問い合わせください。

○自殺対策支援センターライフリンク <http://www.lifelink.or.jp/hp/tsud>

### 健康づくり講演会 「歩き方を変えるだけで10歳若返る!」

運動として効果的な歩き方であるインターバル速歩を、発案者の能勢教授からお話ししていただきます。

【日時】 4月19日（土）午後1時30分～3時30分※講演会終了後は健康づくり推進員による体験コーナーも開催予定

【場所】 商工会館3階

【講師】 能勢博教授（信州大学大学院医学系研究科教授）

【定員】 150人※申込み不要

【問合せ】 保健センター ☎ 552・0061

### 介護報酬改定及び支給限度基準額の変更について

4月からの消費税率の引上げに合わせ、介護報酬（※1）を改定し、区分支給限度基準額（※2）を下表のとおり変更します。3月31日までに発行された介護保険被保険者証に記載されている区分支給限度基準額は、改定後の区分支給限度基準額に読み替えて使用してください。4月以降に発行する介護保険被保険者証については、新たな区分支給限度基準額を記載して発行します。（※1）介護報酬とは、事業者が利用者に介護サービスを提供した場合に、対価として事業者を支払われる報酬です。（※2）区分支給限度基準額とは、介護保険の在宅サービスを利用する際に、要介護状態区分別に介護保険から給付される上限額です。【問合せ】 介護福祉課介護保険係 ☎ 551・1764

居宅サービス費等支給限度基準額	
要介護状態区分	区分支給限度基準額
要支援1	49,700円 ⇒ 50,030円
要支援2	104,000円 ⇒ 104,730円
要介護1	165,800円 ⇒ 166,920円
要介護2	194,800円 ⇒ 196,160円
要介護3	267,500円 ⇒ 269,310円
要介護4	306,000円 ⇒ 308,060円
要介護5	358,300円 ⇒ 360,650円

### 福生市中等度難聴児補聴器購入費助成事業を実施します

身体障害者手帳の交付対象とならない中等度難聴児に対して、補聴器の装用により言語の習得や生活能力、コミュニケーション能力等の向上を促進するため、補聴器の購入費用の一部を助成します。

【対象】 ①～③のいずれにも該当する方  
①市内在住の18歳未満の方  
②身体障害者手帳（聴覚障害）交付の対象となる聴覚障害を有しない方  
③両耳の聴力レベルがおおむね30デシベル以上であり、補聴器の装用により、言語の習得等一定の効果が期待できると医師が判断する方  
※ただし、本人及び本人の属する世帯のほかの世帯員の所得が限度額を超えている方は除きます。

【問合せ】 障害福祉課 ☎ 551・1742

【必要なもの】 身体障害者手帳または愛の手帳、印鑑。なおガソリン券を新規申請

【対象年齢】  
〈ヒブワクチン〉（全4回）  
2か月～5歳未満  
〈小児用肺炎球菌ワクチン〉（全4回）  
2か月～5歳未満  
※ヒブワクチン・小児用肺炎球菌ワクチンは、接種を始めた年齢によって、接種回数が変わります。  
〈四種混合〉（全4回）  
3か月～7歳6か月未満  
〈MR（麻しん風しん混合）〉（全2回）  
《1期》1歳～2歳未満、《2期》5歳～7歳未満（小学校就学前1年間のみ）  
〈日本脳炎〉（全3回）  
3歳～7歳6か月未満  
※接種差控え時期の対象者（平成7年4月2日～平成19年4月1日生まれ）は19歳まで  
【問合せ】 保健センター ☎ 552・0061

【必要なもの】 身体障害者手帳または愛の手帳、印鑑。なおガソリン券を新規申請

### 乳幼児の予防接種について

ヒブワクチン（ヘモフィルスインフルエンザ菌b型）、小児用肺炎球菌ワクチン、四種混合（百日せき、ジフテリア、破傷風、ポリオ）、MR（麻しん・風しん）混合、麻しん（はしか）、風しん、日本脳炎は、市内指定医療機関で個別に接種となります。

各医療機関の予防接種受付時間内に、母子健康手帳と市から送付された予防接種ノートの中にある予診票を持って、直接医療機関で接種してください（一部医療機関は要予約です）。※各予防接種の詳細は予防接種ノート等をご覧ください。また、福生市内へ転入された方、紛失等で予防接種ノートが手元にない方は、保健センターで交付を受けてから受診してください。

【対象年齢】  
〈ヒブワクチン〉（全4回）  
2か月～5歳未満  
〈小児用肺炎球菌ワクチン〉（全4回）  
2か月～5歳未満  
※ヒブワクチン・小児用肺炎球菌ワクチンは、接種を始めた年齢によって、接種回数が変わります。  
〈四種混合〉（全4回）  
3か月～7歳6か月未満  
〈MR（麻しん風しん混合）〉（全2回）  
《1期》1歳～2歳未満、《2期》5歳～7歳未満（小学校就学前1年間のみ）  
〈日本脳炎〉（全3回）  
3歳～7歳6か月未満  
※接種差控え時期の対象者（平成7年4月2日～平成19年4月1日生まれ）は19歳まで  
【問合せ】 保健センター ☎ 552・0061

### 産産師と話そう

地域の助産師による無料の相談会です。お一人でもお子さん連れでも、お気軽にお越しください。時間内は出入り自由です。

「助産師からのちよこっ」と話」もあります。4月のテーマは「産後ヨガ」です。  
【日時】 4月25日（金）午前10時～正午  
【場所】 子ども家庭支援センター（子ども応援館1階）  
【対象】 妊産婦、子育て中の母子（0歳児から可）、祖父母等  
【主催】 西多摩助産師会  
【問合せ】 森田助産院 ☎ 551・0323

